



事前に福祉事務所職員と面談が必要です。まずは、相談ください。

- ①ひとり親家庭の人
- ②児童扶養手当を受給または同等の所得水準の人は同等の所得水準の人は同等の所得水準の人
- ③養成機関で1年以上の課程を修行し、資格習得が見込まれる人
- ④就業または育児と就業の両立が困難と認められる人
- ⑤過去に同様の給付金制度を受給していない人

対象者・支給条件

※条件を全て満たす必要があります

資格習得を目指し、養成機関などで1年以上修行する場合、修行期間中の生活費の負担軽減のため給付金を支給します。

あなたの資格習得を応援！
ひとり親家庭高等職業
訓練促進給付金

支給金額

区分	給付金額(月額)
町民税課税世帯	70,500円
町民税非課税世帯(最終年度)	100,000円 (140,000円)

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、歯科衛生士、調理師 など



問合せ先 保健センター福祉事務所 ☎75-4102

智頭町戦没者慰霊祭を挙行しました 10月23日(土) ほのぼの

昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて開催を見合わせたことにより、今年度は、来賓・参列者の人数を制限するなど、規模を縮小することにはなりましたが、感染症対策を行った上で開催しました。祭主(町長)や来賓による慰霊の辞では、戦没者602柱への追悼の誠が捧げられ、歴史への認識を一層深め、平和の大切さを次代に語り継ぐことが責務であるとの強い思いや、先の教訓を忘れることなく、住みやすいまちづくりを進めていくことへの誓いなどが述べられました。参列者からは、「遺族会の会員も高齢となり、いつまで参列できるかわからないため、今年度は開催されてよかった。慰霊祭の開催は、多くの町民にとって平和を考えるきっかけになっていてほしいと思う。」という声が聞かれました。



問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4102